

議案第23号

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成30年2月22日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(29)まで 略</p> <p>(30) 保育所 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）をいう。</p> <p>(31) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）をいう。</p> <p>(32)から(37)まで 略</p> | <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(29)まで 略</p> <p>(30) 保育所 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）をいう。</p> <p>(31) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）をいう。</p> <p>(32)から(37)まで 略</p> |

第3条から第12条まで 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第13条 略

(1) 略

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針

(3)及び(4)

2 略

以下 略

第3条から第12条まで 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第13条 略

(1) 略

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針

(3)及び(4)

2 略

以下 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。